検定試験不正経理に関する内部通報関係文書公開請求拒否決定審査請求事案 (番号 55)

審査会の結論		諮問実施機関(大阪府教育委員会)の判断は妥当である。
行政文書公開請求	請求日	令和2年12月11日
		○○高校について、
	請求内容	1. 検定試験の不正経理に関しての内部通報の内容がわかる資料
		2. 上記1. についての調査経過がわかる資料
		3. 上記1. の検定試験についての帳簿
		令和3年1月14日付け教高第3408号による公開請求拒否決定。
		【公開請求を拒否する理由】
請求	実施機関	本件請求文書の存否を明らかにすることにより、条例第8条第1項第4号に規定
	の決定	する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなるため。
	07 ////	【備考】
		当該決定は、12月15日付け教総第2653号補正通知書により令和3年1月2日に
		FAX での回答を踏まえて、決定するものです。
	請求日	令和3年2月8日
	趣旨	処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。
		請求文書について、条例第8条第1項第4号を根拠に、公開請求拒否決定をして
審査請求書		いるが、本件請求は、「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許
請求	理由	可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営
書		等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の
		目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を
		及ぼすおそれのあるもの」に該当しないため。
		よって不服である。
弁明書		条例第12条及び第8条第1項第4号の府の機関又は国等の機関が行う取締り、監
		督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人
		事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若し
		くは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執
		行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報であると判断し、公開請求拒否決定とし
		た。
判断		1 条例第12条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在している
		か否かを答えるだけで、第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報を公開す
		ることとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該
		公開請求を拒否することができる。」と定めており、「第10条第1項各号又は第2
		項各号に掲げる情報を公開することとなるとき」とは、
		・請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、適用除外事項に該当する
		情報を公開することになり(以下「要件1」という。)、
		・適用除外事項によって保護すべき利益が損なわれる場合(以下「要件2」という。)
		をいう。

2 本件請求1について

(1)本件請求1は、「○○高校」における、「検定試験の不正経理に関して内部通報の内容がわかる資料」の公開を求めるもので、個人を特定していないものの、本件請求1に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条第8条第1項第4号に係る情報を公開することになり、同号によって保護すべき利益が損なわれないかを検討する。

同号は、

- ・府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって(以下「要件ア」という。)、
- ・公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、 又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるも の(以下「要件イ」という。)

については当該行政文書を公開しないことができると定めている。

また、本件請求1は、○○高校における検定試験の不正経理について知り得る者が、内部通報を行ったことを前提とした請求であると解されるから、本件対象文書の存否を答えることにより、当該内部通報を行った者が、特定の高校の当該事項について知り得る者であると絞り込むことが可能となるところ、本件請求1に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第9条第1号の個人情報を公開することになり、同号によって保護すべき利益が損なわれないかを検討する。

同号の個人情報とは、

- ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住 所、所属団体、財産、所得等に関する情報(以下「要件ウ」という。)であって、
- 特定の個人が識別され得るもの(以下「要件工」という。)のうち、
- ・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの(以下「要件才」という。)をいう。
- (2) 要件ア及びイの該当性について

内部通報に係る事務は、府の機関が行う事務であり、要件アに該当する。

また、内部通報を行った者が明らかとなれば、今後、内部通報を行おうとする職員の信頼を損ね、内部通報を行うこと及びこれに協力することを躊躇することにもつながる。その結果、組織内の法令違反の是正及びその未然防止を図ることで、府民の信頼を確保するという内部通報の趣旨を損なうこととなり、また、法令等に遵守して行政事務を行うという、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、要件イに該当する。

(3) 要件ウからオの該当性について

本件対象文書の存否を答えることにより、当該内部通報を行った者が、特定の高校の、特定の事項について知り得る者であると絞り込むことが可能となることから、要件ウ及びエに該当する。

判断

また、一般に、内部通報者を保護するため、通報者の特定に繋がる情報について秘密保持が図られていることからも、内部通報を行った事実は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものに該当し、要件才に該当する。

(4) 要件1及び2の該当性について

特定の個人が何らかの内部通報を行ったか否かという事実は、内部通報制度の 趣旨から、あるいは個人情報として保護される情報であり、請求に係る行政文書 の存否を明らかにすることにより、適用除外事項に該当する情報を公開すること になるため、要件1に該当する。

これにより、府の内部通報に係る事務事業の目的が達成困難となり、また、仮に内部通報を行った者が特定された場合、その者の権利利益を著しく害するおそれがあると認められ、要件2に該当する。

3 本件請求2について

判断

本件請求2は、本件請求1を受けており、その趣旨としては、「内部通報がなされた検定試験の不正経理に関する調査経過がわかる資料」の公開を求めるものである。

当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、「検定試験の不正経理」があったか否かを答えることになる。また、「検定試験の不正経理」の発覚経緯は、本件請求1により「内部通報」であることに限定されるため、本件請求2に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、2記載のとおり、条例第8条第1項第4号及び条例第9条第1号に該当する情報を公開することになり、これらの適用除外事項によって保護すべき利益が損なわれるため、条例第12条の要件に該当する。

4 本件請求3について

本件請求3もまた、本件請求1を受けており、「不正経理に関する内部通報がなされた検定試験についての帳簿」の公開を求めるものである。

当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、「検定試験について不正経理に関する内部通報」があったか否かを答えることになるため、2記載のとおり、条例第12条の要件に該当する。

5 よって、「審査会の結論」のとおり答申する。

	·令和2年12月11日	同日付け公開請求	
	・同年 15 日	補正通知書	
	·令和3年1月2日	令和2年12月28日付け連絡書	
経 過	・同年1月 14 日	公開請求拒否決定	
	・同年2月8日	審查請求	
	・同年3月4日	弁明書	
	・同年6月30日	諮問	